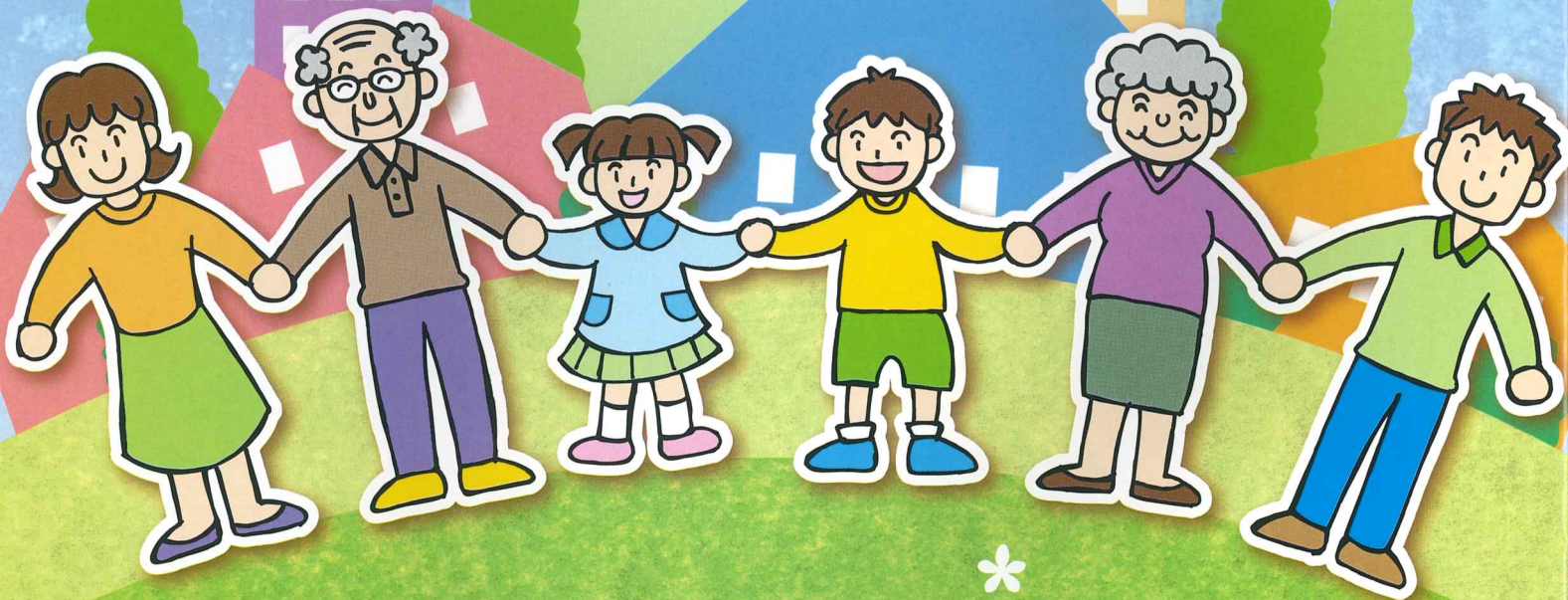


あしたへ生きる

2013
第34集



な かがわまち
那珂川町



私と小鳥と鈴と

作…金子 みすゞ

私が両手をひろげても、

お空はちつとも飛べないが、

飛べる小鳥は私のように、

地面^{じへた}を速くは走れない。

私が体をゆすつても、

きれいな音は出ないけど、

あの鳴る鈴は私のように、

たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、

みんなちがって、みんないい。

出典 『金子みすゞ童謡全集』(JULA出版局)より

「誰か助けて」……いのちのよび声、

あなたの周りにありませんか？

1986(昭和61)年に起きた事件を覚えていますか。

「俺だつてまだ死にたくない。だけどもそのままじゃ生きづクになっちゃうよ。ただ俺が死んだからって他のヤツが犠牲になつたんじゃないか。だから、もう君たちもばかなことをするのをやめてくれ。最後のお願いだ」という言葉を残し、13歳の少年は自らの尊い命を絶ちました。この最後の言葉からは、「いじめ」による耐え難い苦痛からの解放とともに、心から「いじめ」がなくなることを願っていたことが読み取れます。

しかし、この事件から30年近く経過した今でも、「いじめ」問題はなくなつてはいません……。

「いじめ」とは、肉体的、精神的、立場的に自分よりも弱いものを、暴力やいやがらせなどの行為により、一方的に苦しめることであり、最悪の場合、命を奪って

しまう許されない行為です。

この行為は子どもたちの間だけではなく、親子間・夫婦間等の家庭の中、上司と部下といった組織の中など、私たちの様々な人間関係の各所に見受けられる問題です。

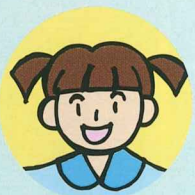
今回の冊子では、私たちの身の回りの「いじめ」問題について、学校、家庭、職場という分類ごとに、みなさんと一緒に、問題がどこにあるのか、私たち一人ひとりに何ができるかとこの冊子を考えたと思います。

「誰か助けて」……いのちのよび声に答へるために。



もくじ

- ③ はじめに
- ⑤ 学校で
- ⑦ 家庭で
- ⑨ 職場で
- ⑪ 資料編
- ⑫ おわりに
- ⑬ 私たちの取り組み





みんなが悲しい思いをせずに楽しくなるには

あなたはどの登場人物に当てはまりますか？ チェックしよ！

◆1人の友だちをみんなでからかったり、無視したりしている。

- 1 1人だけ
- 2 2人だけ
- 3 周りの1人かいる

◆友だちとぶざけあっている時に相手が嫌そうな顔をみせている。

- 1 1人だけ
- 2 2人だけ
- 3 周りの1人かいる

◆みんな無視しているのに自分も無視をしている。

- 1 1人だけ
- 2 2人だけ
- 3 周りの1人かいる

◆道具の片づけなどをいつも同じ人にさせている。

- 1 1人だけ
- 2 2人だけ
- 3 周りの1人かいる

○1の欄にチェックがついた人は...

あなたのしていることはいじめではありませんか。あなたの行動で、悲しんでいる人がいるはずです。自分がなれたらと思うか、相手の気持ちになって、自分の行動をきいてみましょ。

○2の欄にチェックがついた人は...

いじめがなっていないかはよくよく。もし、いじめられているなら、いじめがなくなるといいですね。自分か、周りの人か、いじめがなくなるといいですね。いじめがなくなるといいですね。

○3の欄にチェックがついた人は...

あなたの周りで、いじめがあっているかもチェック。自分か、周りの人か、いじめがなくなるといいですね。いじめがなくなるといいですね。

あなたは、どの登場人物に当てはまりますか？

だれ 誰かにいじめられている	いじめる側でもいじめられる側でもないと思う	だれ 誰かをいじめているかも...
一番安心できる人(お友だち、先生、お父さんやお母さん...)に相談しよ。	もし、いじめが続いたら先生に相談しよ。	相手の気持ちを考えましょ。人が嫌がることはやめましょ。

友だちやみんなで話をきいて、いじめがなくなるといいですね。いじめがなくなるといいですね。いじめがなくなるといいですね。



1 B君グループは、クリスのC君をいじめはじめた。



2 お父さんが一方的に怒ってる。



3 お父さんは職場の上司からのパワハラでイライラしていた。



4 B君は、理由も分からずお母さんから怒鳴られる。



5 お母さんは、家庭でのストレスと近所付き合いがうまくいかなくてイライラしていた。



6 またB君はお母さんから怒鳴られた。



7



8

B君の家庭では

「日常生活での様々な出来事で生じたイライラを家族にぶつけたりしてしまったり」という経験は皆さんはありませんか？

家族にイライラをぶつけることが日常化したり、暴力をぶるうようになったりすると、家族の居場所が家庭内にはなくなってしまう。また、相手の顔色をうかがうようになったり、怒りや弱さで弱さへの行動はエスカレートし、暴力で自分の欲求を満たすことを覚悟してしまうようになるかもしれない。

上記の絵では、B君は学校でいじめの加害者になってしまいましたが、反対に、ぶさぶさ込んだまま学校へ行き、学校でもいじめの標的となるかもしれません。

今回の事例は一例ですが、現代社会においては、親子の間でも何でもないと思っているような言動が、子どもには大きな影響を与えている。

いじめ問題においては、次の三点が家庭の問題であると文部科学省は分析しています。

- ① 一点目、親の過保護・過干渉です。その結果、子どもたちが我慢をする、という体験が少なくなっている状況にあります。
- ② 二点目、親の価値観の多様性です。その結果、子どもたちの協同性・思いやりの欠如や規範意識の欠如につながっています。

また、2010年の東京都精神医学総合研究所(現：公益財団法人東京都医学総合研究所)調査では、過去1ヶ月以内に同居中の大人から暴力を受けた経験のある生徒は、そうでない生徒に比べ、いじめの加害者となる危険性が約3倍、いじめの被害者となる危険性が4倍とそれぞれ割合が高くなるが明らかになっています。

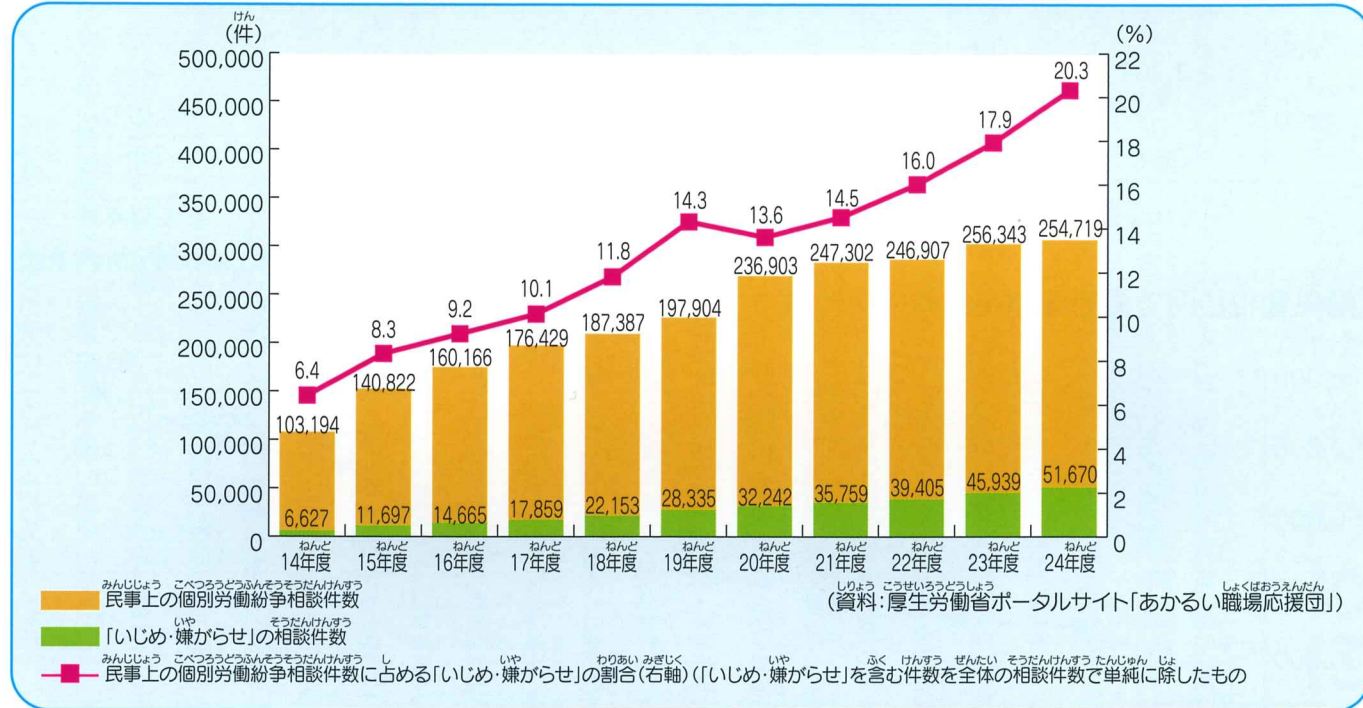
このように、家庭環境や親の価値観等も子どもに大きな影響を与えています。調査でも明らかのように、大人の暴力が一部いじめとながっていますが、暴力は必ずしもいじめが生まれる原因として、愛情を持って接し続けられ、きつい叱りや罰のやり過ぎもまた、様々なことに対して愛情を持って接し続けられ、きつい叱りや罰のやり過ぎもまた、様々なことに対して

学校・地域の場、家庭環境や親の価値観等も子どもに大きな影響を与えています。調査でも明らかのように、大人の暴力が一部いじめとながっていますが、暴力は必ずしもいじめが生まれる原因として、愛情を持って接し続けられ、きつい叱りや罰のやり過ぎもまた、様々なことに対して愛情を持って接し続けられ、きつい叱りや罰のやり過ぎもまた、様々なことに対して

パワハラの実状と課題

厚生労働省の労働局に寄せられた「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数は、平成14年度時点では6,627件でしたが、10年後の平成24年度時点には51,670件にまで達しています。また、受けたパワハラの内容としては、個人の人格を否定し、傷つけるような精神的な攻撃が全体の半数以上を占めています。

「パワハラ」は、相手の人権を無視した不快感を与える行為であり、人権問題です。「仕事だから仕方ない」と我慢せず、必ず誰かに相談してください。業務の適正な範囲を超えた個人の尊厳を不当に傷つけるような言動は人権侵害であり、一人ひとりが克服しなければならない重要な課題です。



パワハラをなくすために

近年の社会情勢の変化で職場環境も日々変わり続けており、パワハラが発生しやすい状況になっています。パワハラは、受けた本人を傷つけるだけでなく、その人の家族も苦しめることとなります。また、職場の雰囲気悪化させ、会社の質の低下にもつながっていきます。社員が気持ちよく仕事をするために、会社全体でパワハラの予防や解決に取り組んでいかなければなりません。働く人の尊厳を重視した組織づくりが、求められています。

予防する

- **トップのメッセージ**
組織のトップが、パワハラを許さないということを明確に示す
- **ルールを決める**
就業規則に関係規定を設ける、予防・解決についての方針やガイドラインを作成する
- **職場の実態把握**
従業員アンケートや面談等を実施する
- **教育する**
研修を実施する
- **周知する**
組織の方針や取り組みについて、周知・啓発を実施する

解決する

- **相談や解決の場を設置する**
企業の中または外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を定める、外部の専門家との連携をとる
 - **再発を防止する**
行為者に対する再発防止研修を行う
- 相談窓口**

福岡労働局総合労働相談コーナー
 福岡労働局総合労働相談コーナー…………… ☎092-411-4764
 福岡中央総合労働相談コーナー…………… ☎092-761-5607
 福岡県労働委員会…………… ☎092-643-3979

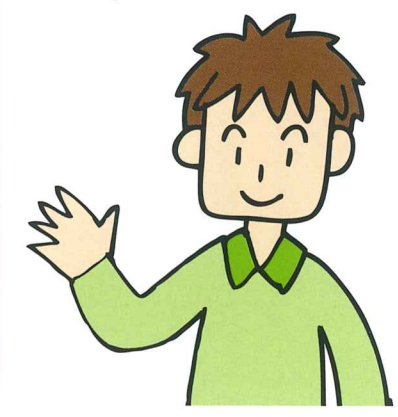
パワーハラスメントは職場のいじめです

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場の優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。



那珂川町の取り組み

那珂川町では、人権問題の解決に向けて人権フェスタをはじめとした各種イベントや講演会・研修会に取り組んでいます。今後も町民の皆さまをはじめ、地域、各種団体、事業者との協働のもと「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」をめざして取り組んでまいります。

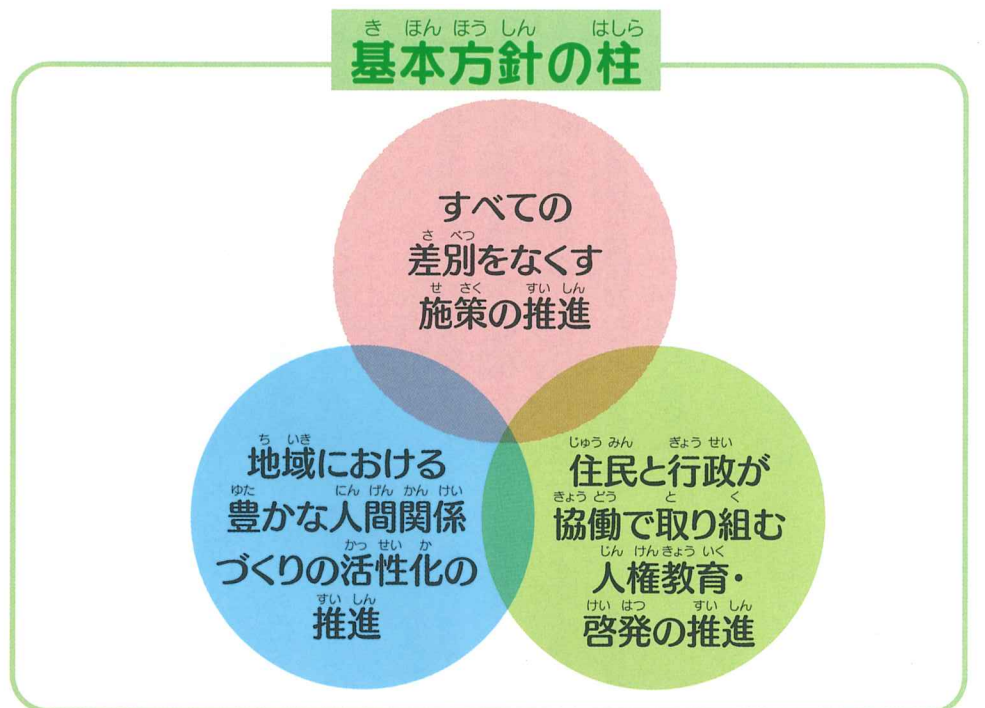


人権を尊重し、学び、輝くまちづくり

人権意識を高揚する	人権意識を育む	男女共同参画を推進する
子どもの個性や長所・学力を伸ばす	すべての住民に関わられた活動の場をつくる	人や郷土を大切にすする心を涵養する

那珂川町人権教育・啓発基本方針

町では、真に差別のない、人権を大切に、心豊かなまちづくりの実現に向けて、様々な人権問題を解決していくために「那珂川町人権教育・啓発基本方針」を2009(平成21)年3月に策定しました。



解決を目指す様々な人権問題

同和問題	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題
障がい者に関する問題	外国人に関する問題	HIV感染者などに関する問題	様々な人権問題

人権カレンダー

5月 恵子児童館子どもまつり

人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体等で実行委員会を組織し、開催しています。

とき 毎年5月第4土曜日

ところ 恵子児童館、町民体育館、福岡県立福岡学園

あそびのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいよあそびに来てね

7月 同和問題啓発強調月間

福岡県・各市町村では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めて、部落差別をなくす運動を展開しています。

同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の一環として、全町民を対象に開催しています。

とき 毎年7月の日曜日

ところ ミリカローデン那珂川

えき 駅・スーパーなどでの街頭啓発や、研修会、同和問題講演会、啓発冊子の発行などが行われています

7月~ 各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月 人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言にちなみ、12/4~12/10を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

えき 駅やスーパーでの街頭啓発や、啓発冊子の発行などが行われていますよ

人権フェスタなががわ

人権週間の一環として、町民組織である人権フェスタなががわ実行委員会を組織し、開催しています。

とき 毎年12月の人権週間の日曜日

ところ ミリカローデン那珂川

人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、クイズラリーなど盛りだくさんなので遊びに来てね

人権問題に関する相談窓口

子どもに関すること

- 子どもの人権110番0120-007-110
- 那珂川町子育て支援課.....092-953-2211
- 那珂川町保健センター.....092-953-2211
- 那珂川町教育委員会学校教育課092-953-2211
- 福岡児童相談所.....092-586-0023

女性に関すること

- ちくし女性ホットライン.....092-513-7335
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室.....092-584-1266
- 那珂川町人権政策課092-953-2211

高齢者・障がい者に関すること

- 福岡県障害者110番092-584-6110
- 福岡県社会福祉協議会高齢者総合相談事業.....092-584-3344
- 那珂川町高齢者支援課(高齢者福祉サービス・介護保険)092-953-2211
- 那珂川町地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口).....092-953-2211
- 那珂川町福祉課.....092-953-2211

同和問題に関すること

- 那珂川町人権政策課092-953-2211
- 那珂川町教育委員会社会教育課092-952-2092

人権問題・人権全般に関すること

- 福岡法務局筑紫支局092-922-2881
- 那珂川町人権政策課092-953-2211

あしたへ生きる 第34集

発行: 那珂川町

編集: 那珂川町同和問題等啓発資料編集委員会

印刷: 株式会社ディスジャパン